

日本国憲法施行70年にあたってその意義を確認し、改めて安保法制関連法の廃止を求める  
決議

日本国憲法施行70年を迎え、当会は、戦争の惨禍を経験したわが国が今日までの70年間、平和を確保してきたこと、そのなかで憲法の基本原理である基本的人権尊重、国民主権、恒久平和主義と根本理念である立憲主義が大きな意義を有することを再確認するとともに、かかる見地から、改めて、憲法違反の安保法制関連法を内閣において運用しないこと、及び国会において直ちに廃止することを求める。

2017年(平成29年)5月24日

福岡県弁護士会

## 【決議の理由】

### 第1 日本国憲法70年の価値

#### 1 施行から70年

1947年（昭和22年）に日本国憲法が施行されて、今年で70年を迎えた。

日本国憲法施行以前の数十年の間に起こった幾多の戦争により、国民の生命や自由が侵害されてきた歴史を振り返るとき、わが国が一度たりとも戦争の惨禍に見舞われることのなかったこの70年には、計り知れない重みがある。

#### 2 日本国憲法の基本原理

日本国憲法は、国家よりも個人を尊重し、個人の尊厳に最大の価値を置き、多様な人権保障規定を設けた（憲法11条、13条、97条及び第3章）。大日本帝国憲法下で起こった幾多の深刻な人権侵害の反省のもと、「法の支配」を貫徹して国家権力の濫用から国民の自由や権利を守るために、日本国憲法は、主権者たる国民によって確定され（前文）、権力を分立させ（41条、65条、76条1項）、憲法の最高法規性を定め（98条1項）、それを担保するために裁判所に違憲立法審査権を認めている（81条）。

さらに、日本国憲法は、憲法施行以前の数十年間に起こった、アジア・太平洋戦争をはじめとする幾多の戦争における甚大な被害と加害の経験によって得た、「戦争は最大の人権侵害である」という教訓のもと、全世界の国民に平和的生存権を認め（前文）、武力による威嚇又は武力の行使を禁止し（9条1項）、戦力不保持、交戦権の否認を定める（9条2項）という、徹底した恒久平和主義を採用している。

#### 3 日本国憲法が70年間に果たしてきた役割

以下の（1）ないし（5）で例示するように、日本国憲法は、この70年間、自由と平和を護ろうとする国民が、司法的救済を求めるとき、あるいは政治への参加を通じて現状を是正しようと努めるときに、わが国の最高法規として、

法の支配の維持や強化，基本的人権の擁護のために機能してきた。すなわち，人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である日本国憲法が保障した権利は，過去幾多の試練に堪え，現在及び将来の国民に対し，侵すことのできない永久の権利として信託されたものであり，国民の不断の努力によって，保持されてきたものである。

また，そうした国民の不断の努力に応じて，司法も次のように，時の政治状況が日本国憲法に違反していること，そして日本国憲法の理念に沿って改められるべきことを宣言してきた。そのような裁判所の判断を受けた法改正等の措置により，侵害された基本的人権の回復が図られてきたのである。

#### (1) 自由権，社会権

憲法21条が保障する表現の自由は，表現者の自己実現，及び，国民が様々な言論活動によって自ら政治的意思決定に関与する，という両面の価値を有し，国民主権のために不可欠の基盤を形成してきた。

法によって設立を義務付けられた強制加入団体が，政治資金規正法上の政治団体に対して金員の寄付をする目的で特別会費を徴収する旨の総会決議について，最高裁判決は，会員の思想・信条の自由（憲法19条）との関係で，無効である，との判断を示した。

内閣総理大臣が神道形式に則って靖国神社を参拝し，内閣総理大臣の肩書を付記して記帳した行為の違憲性をめぐっては，全国的に多くの訴訟が提起されてきた。このうち，当会会員らが主に取り組んだ福岡訴訟の福岡地裁判決（確定）では，政教分離の原則を定めた憲法20条3項に違反するとの判断が示された。

薬事法が定める，薬局開設の際の距離制限規定について，職業選択の自由を定める憲法22条に違反し無効であるとの最高裁判決により，職業活動の自由が確保された。

学問の自由を定めた憲法23条は，学説の内容にまで国家が踏み込んで学

者・研究者の弾圧を行った戦前の歴史に比し、国家権力からの学問の独立を保持するための役割を果たした。

生存権を保障した憲法25条を受けて、生活保護をはじめとする社会福祉立法、国民健康保険をはじめとする社会保険立法等の社会保障制度が整備されてきた。それら制度の具体的内容や運用の充実化には、各種訴訟への弁護士の取り組みと裁判所の判断が大きな役割を果たしてきた。当会会員が主に取り組んだ例として、子の高校進学に備えて学資保険に加入し、支給された生活保護費から保険料を支払ったことにより保険金を得て高校に進学する場合、その蓄財は生活保護法の趣旨目的にかない、この蓄財を収入認定して保護費を減額することは違法であるとした最高裁判決を挙げることができる。

## (2) 法の下での平等

法の下での平等を定める憲法14条により、合理性を欠く様々な差別が、不十分ではありながらも解消されてきた。

尊属殺人の法定刑を死刑または無期懲役のみとしていた刑法の重罰規定について、最高裁判決が、普通殺人に比して著しく不合理な差別的取扱いをするものであって違憲無効であるとした。

非嫡出子の国籍取得を制限する国籍法の規定について、最高裁判決が、合理性を欠く過剰な制約を課すものであって違憲無効であるとした。

非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1と定める民法の規定について、最高裁判決が、社会的な認識の変化に伴い、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない、父母の婚姻関係の有無を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきていることから、違憲無効であるとした。

女性の再婚を離婚後6か月間禁止した民法の規定について、最高裁判決が、100日を超える部分は合理性を欠く過剰な制約を課すものとして、憲法14条1項及び両性の本質的平等を定めた24条2項に違反し、無効であるとし

た。

会社において女性の定年年令を男性より低く定めた就業規則の規定について、最高裁判決が、憲法14条1項の趣旨を踏まえて民法90条により公序良俗に反し無効であると判断した。

### (3) 国民主権原理の回復

国会議員定数配分規定が投票価値の平等を侵害する状態にある際、その違憲性を指摘する判決が、国会に対し、投票価値を平等とする方向での改善努力を促し、それに応じた国会による改善措置が、なお十分とは言い難いながらも、図られてきた。

在外邦人の選挙権制限規定については、最高裁の違憲判決を受けた法改正により、選挙権が回復された。

### (4) 刑事手続における権利の保障

刑事手続においては、歴史上、極めて多くの人権侵害がなされてきた。そこで、日本国憲法は、権力を手続的に拘束し、人権を手続的に保障していこうとする適正手続条項（憲法31条）をはじめ、刑事手続について多くの条文（31条ないし40条）を置いている。これらの憲法条項により、身体拘束、刑罰その他の不利益処分が科される場合の国民の権利保護について、手続的保障が図られ、刑事手続における人権侵害が、相当程度、抑制されてきた。

このような憲法理念を具体化するためには、弁護人の役割が極めて重要である。そこで、当会は、大分県弁護士会ともども、全国に先駆けて当番弁護士の運用を開始した。身体を拘束された被疑者に速やかに面会することの重要性を踏まえた当番弁護士制度は、国選弁護人を起訴後にしか認めていなかった刑事訴訟法改正による被疑者国選弁護人制度の整備にまで発展している。

また、弁護人が被疑者に接見（面会）することは、違法捜査の抑止のために極めて重要であることから、当会は、各地の弁護士会ともども、捜査機関による違法な接見妨害や拒否、違法な接見指定（接見時間等を捜査機関が指定する

もの)を受けた弁護士による国家賠償請求訴訟を、会を挙げて支援してきた。こうした取組みにより、接見制度の運用改善を、相当程度、実現してきた。

捜査や刑事手続における人権保障は、憲法の理念を具体化した刑事訴訟法において直接的には図られている。加えて、警察が裁判所の令状なくして実施した、GPSを使う捜査を憲法35条1項違反であると判断し、不当な長期拘禁により自白を得た場合に憲法38条2項により証拠排除を行うなど、日本国憲法を直接のよりどころとした形でも、深刻な人権侵害が起きやすい、刑事手続における人権保障が、なお不十分でありながらも、一定程度、確保されてきた。

刑事手続の過程における人権侵害は、現在もなお、生じているところであるが、そうした人権侵害が発生した場合に、捜査機関に働きかけて権利侵害行為を中止させ、あるいは事後的にでも訴訟等の手段によって侵害された人権の回復を図るためには、憲法の規定が必要不可欠である。

#### (5) 新しい人権

社会の変化に伴い、憲法に明文規定のない権利についても、憲法上の人権として保障し、裁判上の救済を受けられるようにするべきであるという社会的認識の高まりを受けて、プライバシー権や名誉権、知る権利などの権利が、訴訟を通じて、13条の幸福追求権ないし人格権、21条の表現の自由等の憲法の規定を根拠に、憲法上の人権として認められてきた。

こうした例に見られるように、人権保障の内容の深化、範囲の拡大、不当な人権侵害の除去といった前進が、日本国憲法をよりどころとして実現されてきたのである。

日本国憲法は、施行後70年を経た今日も、その基本原理に反する社会や政治の現状を打破し、究極の価値である個人の尊重を実現するための重要な意義を有し、この社会の隅々にまでその生命力を発揮している。

これは、日本国憲法の恵沢であるとともに、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士が訴訟を主導し、「良心に従い独立してその職権を行い、

この憲法及び法律にのみ拘束される」裁判官が（76条3項）真摯に判断するという営みを積み重ねてきた，その成果でもある。当会に所属する弁護士らがその営みに多くかかわってきたことは，当会の誇りとするところである。

## 第2 日本国憲法の根本理念としての立憲主義

### 1 立憲主義とは

立憲主義は，国家権力の濫用によって国民の自由や権利が侵害されることを防ぐために，すべての国家権力の行使が，憲法に基づき，憲法に拘束されて，憲法の枠内で行われなければならないとする，近代憲法の基本理念である。

### 2 日本国憲法における立憲主義

日本国憲法は，国家権力の濫用から国民の自由や権利を守るため，立憲主義を根本理念とし，国家権力の行使を制約している。これは，日本国憲法施行以前に，国家権力が濫用され，多くの深刻な人権侵害を惹き起こしたことで，そして，軍部の暴走とそれによる戦争の拡大を止めることができず，国の内と外において，多くの人々に多大な犠牲を与えたという歴史に対する痛切な反省に基づき，大日本帝国憲法においては不十分であった立憲主義を強化したものである。

このような立憲主義のもと，国家権力が勝手に憲法を変えたり，憲法を恣意的に解釈して憲法の本来もつ意味を変えたりすることは許されず，憲法の変更は，憲法96条所定の改正手続によらなければならない。

すなわち，日本国憲法の根本にある立憲主義は，「個人の尊重」と「法の支配」を中核とする理念であり，国民主権，基本的人権の尊重，恒久平和主義などの基本原理と相まって，日本国憲法の根幹をなしている。

## 第3 憲法に反する，近年の国会及び内閣の動き

近年，これらの日本国憲法の基本原理や根本理念に違背する国会や内閣の動向が強まっている。

2013年（平成25年）には，特定秘密保護法が制定された。

同法は、①行政機関が秘密指定できる情報の範囲を広範かつ曖昧にしており、②第三者による実効的なチェック体制を備えておらず、③それどころか、チェックをしようとする国民、国会議員、報道関係者などを重罰規定によって牽制するものである。そのため、国民の知る権利が侵害され、主権者である国民が正しい意思決定を行うために必要な情報を得られなくなり、民主主義の根幹が破壊される危険がある。このように、同法は、日本国憲法の定める個人の自由を侵害し、国民主権や民主主義原理に抵触するものである（当会の2013年（平成25年）10月11日付け「特定秘密保護法案に関する会長声明」、同年12月3日付け「特定秘密保護法案に関する会長声明」、同年12月12日付け「特定秘密保護法成立に抗議し同法の廃止を求める会長声明」、日本弁護士連合会の2013年（平成25年）10月23日付け「秘密保護法制定に反対し、情報管理システムの適正化及び更なる情報公開に向けた法改正を求める意見書」等、九州弁護士会連合会の、2014年（平成26年）3月18日付け「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める理事長声明」等）。同様の疑念は、同法に関して、2014年（平成26年）7月26日に国際人権（自由権）規約委員会から日本政府に対して出された勧告意見中でも表明されている。

また、一昨年には、安保法制関連法が成立した。次章で見るように、これは恒久平和主義、立憲主義に違背するものである。

さらに、現在、国会において審議されているテロ等準備罪（共謀罪）法案は、当会が本日の定期総会で別途に採択した「共謀罪法案の廃案を求める決議」で述べたように、政府批判を中心とする表現の自由を委縮させ、民主主義の根幹を破壊し、憲法の本質的秩序そのものを逆転させかねない、当会として絶対に容認できない法律案である。

日本国憲法の基本原理や根本理念に抵触する、このような政治の現状に対しては、広く国民各界各層とも手を携えながら警鐘を鳴らすことが、基本的人権

の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士会である当会の社会的使命であり、事実、当会はそのような役割を継続的に担ってきた。それにもかかわらず、国会や内閣が憲法に反する政治動向を是正しないことは国政上の深刻な問題であり、その是正を求める声をさらに強めることの重要性がなおいっそう高まっている。

#### 第4 改めて、安保法制関連法の廃止を求める

##### 1 安保法制関連法の制定

「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（自衛隊法をはじめとする10本の法律の改正を1本の法律としたもの。）及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（新法の制定。以下、両法を併せて「安保法制関連法」という。）は、2015年（平成27年）7月16日に衆議院本会議において、また同年9月19日、参議院本会議において、それぞれ可決され、昨年3月29日、施行された。

当会をはじめ、日本弁護士連合会、全国全ての単位弁護士会、九州弁護士会連合会ほか全国全てのブロック弁護士会連合会が、憲法の恒久平和主義及び立憲主義に違背するとして、安保法制関連法の成立に反対し、成立後はその廃止を求めてきた（当会の「集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定およびこれを具体化する法改正等に反対する決議」（2015年（平成27年）5月27日定期総会）、「憲法違反の安保法制法案等の衆議院強行採決に抗議する会長声明」（同年7月16日）、「憲法違反の安保法制法案の参議院における採決強行に抗議する会長声明」（同年9月19日）、日本弁護士連合会の「憲法違反の安保法制の廃止ならびに運用停止を求める決議」（2016年（平成28年）5月25日定期総会）、「安全保障法制等の法案に反対し、平和と人権及び立憲主義を守るための宣言」（2015年（平成27年）5月29日定期総会）等、九州弁護士会連合会の「憲法違反の安保法制

法の廃止を求める決議」（2015年（平成27年）10月23日定期大会等）。

## 2 憲法9条違反

現憲法の下，1954年（昭和29年）に発足した自衛隊について，歴代内閣は，「自衛のための必要最小限度の実力」にとどまるから，「戦力（9条2項）」にはあたらず，憲法9条2項に違反しない，と解釈してきた。

自衛隊について，このような解釈に立てば，歴代内閣がこれまでも表明してきたとおり，①武力行使を目的とする他国領土への派遣はできず，②他国軍の武力行使と一体化した活動は，自衛隊自身による武力行使を目的とした活動でなくともなしえず，③自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を，自国が直接攻撃されていないにもかかわらず，実力をもって阻止する権利である集団的自衛権の行使も許されない（1981年（昭和56年）5月29日政府答弁書）。

しかしながら，安保法制関連法は，このような制約を超えて，①現に戦闘が行われている地域でなければ，戦闘地域であっても自衛隊が当該地域に赴いて他国軍の後方支援を行うことができるとして，自衛隊派遣の地理的場所的制約を外した。②他国軍に対する後方支援の内容も，弾薬の提供や発進準備中の爆撃機への給油等，いわゆる兵站活動にまで広げた。さらには，③国連PKOはもとより，いわゆる多国籍軍が行う治安維持活動（ISAF等）などに，武器を携行した自衛隊部隊を派遣することや，その部隊の自衛官が自己防衛でなく任務遂行のために武器を使用することも許されるとした。そして，④歴代内閣が戦後一貫して禁じてきた集団的自衛権の行使にまで踏み込んで自衛隊の活動範囲を拡げたのである。

こうした自衛隊の活動は，もはや，「戦力」（憲法9条2項）にあたらぬとされてきた，「自衛のための必要最小限度の実力」行使（前記の政府答弁書）をはるかに超え，他国軍の武力行使と一体化する活動にまで至る危険性

の高いものであって、憲法 9 条に明白に違反する。

### 3 立憲主義違背

政府与党は、歴代内閣が戦後長きにわたって憲法上許されないとしてきた集団的自衛権の行使はもとより、他国の武力行使との一体化が避けられない戦闘地域における後方支援等、明らかに憲法違反の内容を含む安保法制関連法を、憲法改正の手續もとらずに、強行的に成立させ、憲法 9 条を実質的に改変するという暴挙に及んだ。これは、立憲主義に真っ向から違背する。とりわけ、立憲主義のもと、憲法尊重擁護義務を負う（憲法 99 条）国会議員や国務大臣がこの義務に正面から反したことは断じて許されない。

### 4 南スーダンにおける自衛隊の駆け付け警護等の新任務の付与

安倍内閣は、昨年 11 月、南スーダン P K O 活動に派遣している陸上自衛隊施設部隊の交替部隊に、「駆け付け警護」及び「宿営地の共同防護」の新しい任務を付与した。しかしながら、現地は、昨年 7 月に首都における政府軍と反政府勢力の大規模な武力衝突、戦闘により、市民数百名および他国の P K O 要員が殺害されるという危険な状況にあった。現地の自衛隊部隊が作成した日報にも「戦闘が生起」等と記載されており、新任務付与から半年も経たない本年 3 月には、内閣自身が、本年 5 月末を以て自衛隊を撤収させることを決定するに至った。こうした危険な情勢下で自衛隊が駆け付け警護等の武器使用を伴う新任務活動に従事することは、その部隊が戦闘に巻き込まれて憲法違反にあたる武力行使に至り、隊員が他国の兵士や民間人を殺傷し、あるいは殺傷される危険性が極めて大きいものであったのである。

### 5 自衛隊に対する米軍等防護（自衛隊法 95 条の 2）の新任務付与

同様に、昨年 12 月に任務付与され、今月 1 日に初めて実施された、自衛隊法 95 条の 2 に基づく米軍等防護も、憲法違反の武力行使に至る可能性が否定できないものである。すなわち、内閣は閣議決定において米軍等防護任務を極めて限定的かつ受動的な内容であるかのように説明しているが、今回

のように、北朝鮮によるミサイル発射実験に端を発するとはいえ、アメリカ海軍が朝鮮半島付近に派遣した原子力空母の防護活動は、それが戦闘に発展する危険性が高く、自衛隊が憲法違反の武力行使に至る可能性を生じさせるものといわなければならない。

## 第5 憲法の意義を確認し、安保法制関連法の廃止を求める

当会は、日本国憲法施行70年を迎え、日本国憲法下の70年の歴史と、それ以前の歴史に向き合うとき、日本国憲法の基本原理である基本的人権尊重、国民主権、恒久平和主義、そして根本理念である立憲主義の意義と価値の大きさに深く思いを致さざるを得ない。

かかる見地から、恒久平和主義と立憲主義に真っ向から反する安保法制関連法については、喫緊の課題として、内閣において運用を停止し、国会において直ちに廃止することを改めて求める。

以上